

「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領

1 目的

生涯のうち国民の二人に一人ががんに罹患すると言われており、子どもの頃から健康について教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である。

これらをより一層効果的なものとするため、本事業では、医師やがん患者・経験者等の外部講師を教育機関に派遣し、がん教育を行うことにより、児童生徒が、がんの正しい知識やがん患者・経験者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的とする。

2 対象

外部講師によるがん教育を実施する対象は、石川県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に通う生徒とする。

3 申込方法

外部講師によるがん教育を希望する学校関係者（以下、「申込者」とする。）は、実施希望日の3か月前までに別紙「石川県がん教育外部講師所属機関一覧」（以下、「機関」とする。）を参考に、講師、テーマなど希望内容を選択し、FAX又はメールにより様式1「がん教育の外部講師に係る事前依頼書」を市町立学校については当該市町教育委員会、当該教育事務所を通じて保健体育課まで、また県立学校については、保健体育課までFAX又はメールにより提出する。（＜外部講師依頼の基本的な流れ＞参考）

＜申込・問合せ先＞

石川県教育委員会事務局 保健体育課 健康教育グループ

TEL : 076-225-1847 FAX : 076-225-1854 E-Mail : kenkoukyouiku@pref.ishikawa.lg.jp

4 実施方法

(1) 講師

機関に所属する者とする。

(2) 内容

「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」（文部科学省発行）に留意し、各機関の講義（講演）可能な内容等に基づき、申込者及び機関と調整の上、実施する。なお、必要物品は原則、申込者が調達する。

(3) 費用

申込者の負担とする。（各機関、外部講師によって異なる。）